

地方独立行政法人大阪市博物館機構
施設整備（施設整備計画策定・設計・監理等）業務委託
仕様書

本仕様書は、地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「機構」という。）が実施する地方独立行政法人大阪市博物館機構施設整備（施設整備計画策定・設計・監理等）業務委託に関する業務委託指定登録事業者（以下「指定登録事業者」という。）の業務（以下「本業務」という。）について、必要な事項を定める。

1 業務名

地方独立行政法人大阪市博物館機構施設整備（施設整備計画策定・設計・監理等）業務委託

2 業務の目的

機構からの依頼に基づき、指定登録事業者が建築物の整備に関する知識や経験、専門性を活かして、施設整備計画策定、設計、工事監理等を実施することにより、機構が保有する博物館、美術館施設の整備を適切かつ確実に進めることを目的とする。

1) 本業務の対象施設

大阪市立美術館		
本館 SRC 造	地上 3 階・地下 1 階建	13,734.28 m ²
新館 RC 造	地下 3 階建	4,800.74 m ²
大阪市立自然史博物館		
本館 SRC・S 造	地上 3 階・地下 1 階建	7,066.01 m ²
新館 SRC 造	地上 2 階・地下 3 階建	5,000.00 m ²
大阪市立東洋陶磁美術館		
本館 RC 造	地上 2 階・地下 1 階建	2,563.59 m ²
新館 RC 造	地上 3 階・地下 1 階建	1,418.18 m ²
エントランス棟 SRC・S 造	地上 2 階建	399.99 m ²
大阪市立科学館		
SRC・S 造	地上 4 階・地下 1 階・塔屋 3 階建	9,356.45 m ²
大阪歴史博物館		
SRC 造	地上 13 階・地下 3 階建	23,606.54 m ²
大阪中之島美術館		
SRC 造	地上 5 階・地下 1 階建	18,126.36 m ²

※ 各館の図面は各館にて保管あり

3 業務の内容

指定登録事業者にて行う業務は、「2）業務の種類」に記載のとおり。

1）指定登録方法

選定後、機構と覚書（「別紙4_覚書案」参照）を締結することにより、指定登録とする。

2）業務の種類

ア）各施設の施設整備計画の策定及び更新業務

対象施設における中長期の整備計画を策定及び更新する

イ）改修相談・方法検討、概算算定

上記 ア）で策定・更新した施設整備計画に基づく施設整備の相談対応、現地調査による施設整備の実施方法の検討など、機構が実施方針を決定する際の支援、予算概算（設計委託料・工事監理費を含む）の算定等

ウ）設計書作成・工事費算定業務

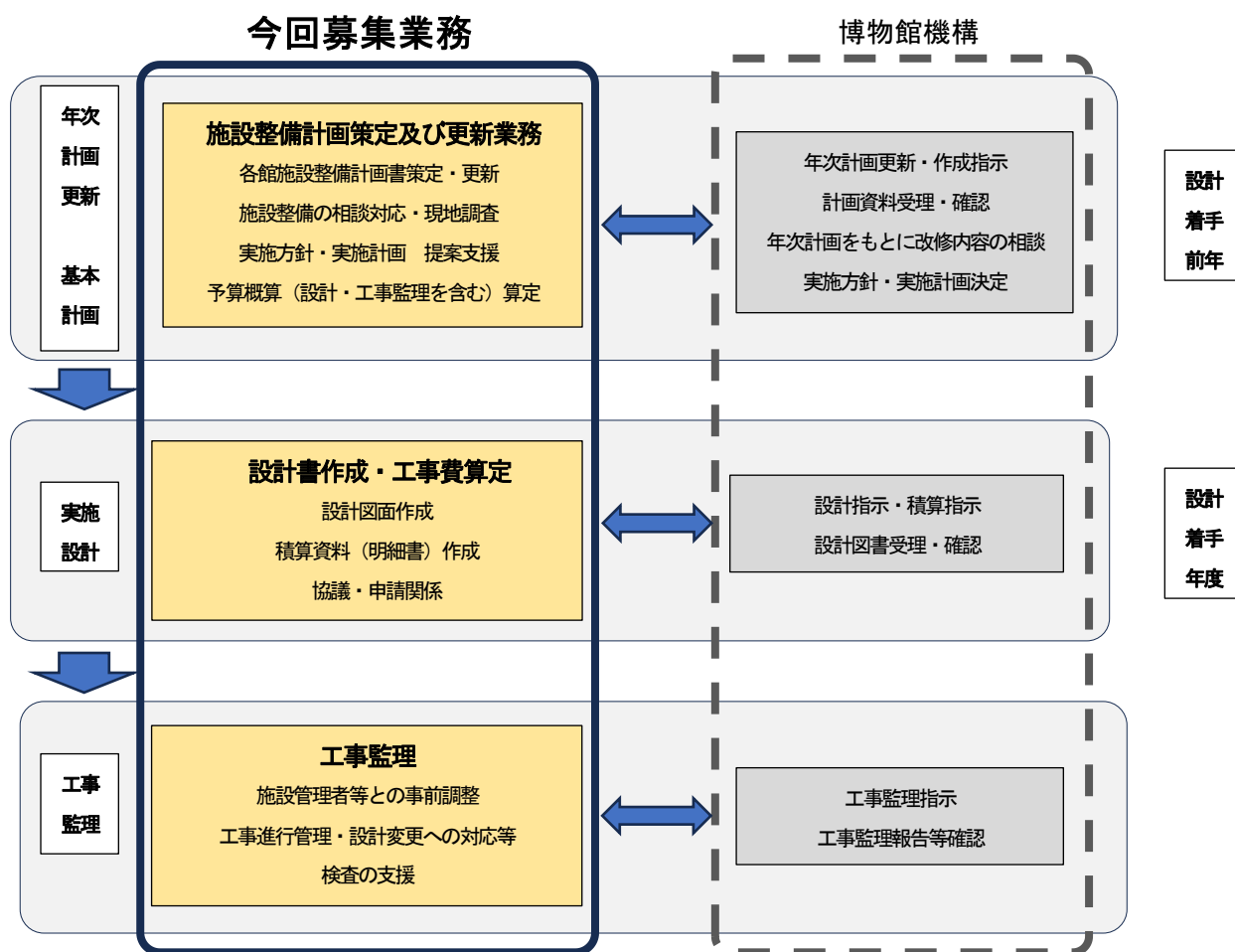
設計図面の作成、数量積算、工事費概算の算出、協議・申請関係

エ）工事監理業務等

施設管理者等との事前調整、工事の立会、工程管理（工事定例会が必要な工事は司会と記録）、設計変更への対応、検査の支援、工事業者からの提出書類や試験結果報告の内容確認、試験結果報告書の送付準備、特定行政庁の指示による立会に対する協力等、仕様書（「参考3_工事監理業務委託仕様書」及び「参考4_工事監理業務委託共通仕様書」）に基づく業務

オ）その他

日常の定期点検等において不具合が発生し、緊急的に改修が必要となった場合、機構の依頼に基づき設計、工事監理等を行う。



3）事業実施にあたって遵守すべき法令等一覧

建築士法、労働基準法、建築基準法、施設維持や設備保守点検に関する各種法令、その他関係法令、要綱、要領等

4）守秘義務

指定登録事業者は、本事業の履行に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。指定登録期間満了後又は指定登録解除後も同様とする。なお、指定登録に先立ち、「別紙4 守秘義務を遵守する旨の誓約書」を提出すること。

5) 事業規模等

施設状況により改修工事を行うため、事業規模は年度により異なる。業務委託実績及び、今後3か年の業務予定を参考に業務実施体制等を整えること。

ア 令和3年度～令和11年度 設計、工事監理及び業務委託実績（予定を含む）（円）

年 度	設 計		工 事 監 理		業 務 委 託		備 考
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	
R3年度	1	6,600,000	4	17,652,800	-	-	
R4年度	2	10,725,000	1	2,970,000	-	-	
R5年度	3	45,595,000	3	8,974,000	-	-	
R6年度	4	67,232,000	4	23,595,000	-	-	
R7年度	4	64,185,000	3	19,580,000	1	5,280,000	
R8年度	2	19,200,000	9	30,000,000	-	-	予定
R9年度	4	未定	2	未定	1	未定	予定
R10年度	2	未定	4	未定	1	未定	予定
R11年度	3	未定	2	未定	1	未定	予定

イ 予定業務内容（工事監理は除く）

年 度	種 目	内 容	備 考
R9年度	建築	特定天井改修	
	電気	直流電源装置更新	
	建築、機械、電気	中長期の施設整備計画の策定及び更新	
R10年度	建築	特定天井改修	
	建築	トイレ改修	
	建築、機械、電気	中長期の施設整備計画の策定及び更新	
R11年度	建築	特定天井改修 建具改修	
	電気	照明器具 LED 化	
	建築、機械、電気	中長期の施設整備計画の策定及び更新	

6) 指定登録期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日（3年間）

4 業務に関する事項

1) 各業務における契約の方法

ア 地方独立行政法人大阪市博物館機構契約規則の規定に基づき、設計業務委託・工事監理業務委託・業務委託を随意契約にて締結する。契約内容は、仕様書に基づき、機構と指定登録事業者が協議のうえ決定する。

イ 各年度の予算が減額された場合又は成立しない場合には、契約内容の一部変更又は契約締結の取り止め、契約解除をする場合がある。

ウ 契約の締結に際し、万一、参加書類等の記載に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、地方独立行政法人大阪市博物館機構入札参加停止要領に基づく停止措置を講じることがある。また、機構が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

2) 業務委託料の支払い

業務委託料については、各業務完了後の支払いとする。ただし、契約が複数年度にわたる場合は、機構と指定登録事業者があらためて協議のうえ、決定する。

3) 再委託について

ア 指定登録事業者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を含む）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、機構に届出しなくてもよいものとする。

イ 指定登録事業者は、上記アに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により機構へ届出なければならない。

ウ 指定登録事業者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、地方独立行政法人大阪市博物館機構入札参加停止要領に基づく停止期間中の者、又は地方独立行政法人大阪市博物館機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

※「参考 6_建築設計業務委託契約書」、「参考 7_建築工事監理業務委託契約書」、及び「参考 8_業務委託契約書（成果物型）」に規定する「主たる部分」とは、業務に係る総合的企画、業務遂行管理及び業務の手法の決定等を指し、指定登録事業者はこれを再委託することはできない。

5 記載のない事項

仕様書等に記載のない事項については、事務局に確認するとともに、その指示を受け承認を得たうえで実施すること。

6 業務実施における協力

機構及び指定登録事業者は、本業務を進めるにあたり疑義等が生じた場合は、互いに協議し解決に取り組み、業務を円滑に進捗させるため、協力する義務を負うものとする。

7 事務局（連絡先）

大阪市中央区大手前 3 丁目 1-43 ホテルプリムローズ大阪 3 階

地方独立行政法人 大阪市博物館機構 事務局 施設管理課

TEL : 06 - 6940 - 4301